

# 開発事業における 無電柱化推進に向けた オンラインセミナー

---

国土交通省 都市局 都市計画課

# 無電柱化の必要性

○無電柱化は、「①防災」、「②安全・快適」、「③景観」の観点から推進

道路の  
防災性能の向上



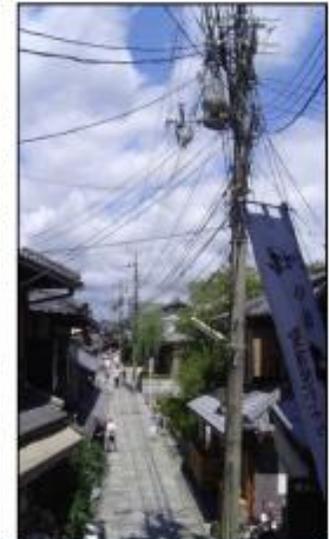
<電柱の倒壊による道路閉塞>

通行空間の  
安全性・快適性の確保



<歩行の支障となる電柱>

良好な景観形成



<美観を損ねる電柱・電線>

# 「無電柱化の推進に関する法律」概要 (H28.12.9成立)

## 目的

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化<sup>(※)</sup><sup>(1条)</sup>の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等をも定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献

(※) 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線(電柱によって支持されるものに限る。以下同じ。)の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう

## 基本理念

1. 国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進 (2条)
2. 国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
3. 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

## 国の責務等

1. 国 : 無電柱化に関する施策を策定・実施 (3~6条)
2. 地方公共団体 : 地域の状況に応じた施策を策定・実施
3. 事業者 : 道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発
4. 国民 : 無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力

## 無電柱化推進計画(国土交通大臣)

(7条)  
基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表  
(総務大臣・経済産業大臣等関係行政機関と協議、電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

## 都道府県・市町村無電柱化推進計画

(8条)  
都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表(努力義務)  
(電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

## 無電柱化の推進に関する施策

1. 広報活動・啓発活動 (9~15条)
2. 無電柱化の日(11月10日)
3. 国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等の実施
4. 道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
5. 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
6. 無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
7. 政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施

※ 公布・施行:平成28年12月16日(附則1項)

※ 無電柱化の費用の負担の在り方等について規定(附則2項)

## 第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1. 取組姿勢

#### ・新設電柱を増やさない

特に緊急輸送道路については電柱を減少させる

- ・徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化の実施延長を延ばす
- ・事業の更なるスピードアップを図る

### 2. 適切な役割分担による無電柱化の推進

#### ①防災・強靱化目的

- ・市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は道路管理者が主体的に実施
- ・長期停電や通信障害の防止や、電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施
- ・上記の重複は道路管理者、電線管理者が連携し実施

#### ②交通安全、景観形成・観光振興目的

- ・安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は道路管理者、地方公共団体等が主体的に実施

道路事業や市街地開発事業等が実施される場合は、道路管理者、電線管理者、市街地開発事業等の施行者及び開発事業者が連携して実施

### 3. 無電柱化の手法

- ・電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式、軒下配線、裏配線

### 4. まちづくり等における無電柱化

- ・まちづくり等の計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進
- ・無電柱化を実施する機会を捉え、舗装、照明等のデザインの刷新や自転車通行空間の確保など道路空間のリデザインを推進

## 第2 無電柱化推進計画の期間

2021年度から2025年度までの5年間

## 第3 無電柱化の推進に関する目標

### 1. 無電柱化の対象道路

- ・防災：市街地の緊急輸送道路、長期停電や通信障害の防止の観点で必要な区間 等
- ・安全・円滑な交通確保：バリアフリー法に基づく特定道路、通学路、歩行者利便増進道路 等
- ・景観形成・観光振興：世界遺産周辺、重要伝統的建造物群保存地区 等

### 2. 計画目標・指標

高い目標を掲げた前計画を継承

#### <進捗・達成状況を確認する指標>

#### ①防災

- ・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率  
38%→52%

#### ②安全・円滑な交通確保

- ・特定道路における無電柱化着手率  
31%→38%

#### ③景観形成・観光振興

- ・世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数  
37→46地区
- ・重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数  
56→67地区
- ・歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数  
46→58地区

目標を達成するため、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策」で着手する約2,400kmも含め、新たに4,000kmの無電柱化が必要

そのほか、電線管理者(長期停電や通信障害の防止の観点)や開発事業者による無電柱化あり

## 第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1. 緊急輸送道路の電柱を減少

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により無電柱化を推進 ※2,400km
- ・ 既設電柱については、電線共同溝事業予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占用制限を開始
- ・ 沿道区域において倒壊による道路閉塞の可能性がある工作物を設置する際の届出・勧告制度について、関係者が連携して道路閉塞防止を実施 ※踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年3月31日成立） 等

### 2. 新設電柱の抑制

- ・ 道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、電柱新設の原則禁止の徹底
- ・ 事業認可や開発許可の事前相談時などを捉え、施行者及び開発事業者等による無電柱化検討を徹底
- ・ 新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、削減に向けた対応方策を令和3年度中にとりまとめ 等

### 3. コスト縮減の推進

- ・ 地方公共団体への普及を図るなどコスト縮減の取組を進め令和7年度までに平均して約2割のコスト縮減を目標
- ・ 設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込んで標準化を図り、地方公共団体へ普及促進
- ・ 配電機材の仕様統一や通信に係る特殊部の設置間隔の延伸化など電線管理者による主体的な技術開発の促進
- ・ 地域の状況に応じて安価で簡便な構造・手法を採用 等

### 4. 事業のスピードアップ

- ・ 発注方式の工夫など事業のスピードアップを図り、交通量が多いなど特殊な現場条件を除き事業期間半減（平均4年）を目標（現在は平均7年） 等

### 5. 占用制限の的確な運用

- ・ 新設電柱の占用制限制度の拡大や既設電柱の占用制限の早期開始 等

### 6. 財政的措置

- ・ 新たな託送料金制度の運用にあたり必要な無電柱化が確実に実施されるよう、関係省庁が連携して対応 等

### 7. メンテナンス・点検及び維持管理

- ・ 国は、電線共同溝の点検方法等について統一的な手法を示し地方公共団体も含めて適切な維持管理を図る 等

### 8. 関係者間の連携の強化

- ・ ガスや上下水道など他の地下埋設物と計画段階から路上工事占用調整会議等を活用し工程等を調整 等

## 第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動

2. 地方公共団体への技術的支援

3. 中長期的な取組

## 通知のポイント

無電柱化の推進に関する法律の制定、道路法施行規則の改正等を踏まえ、開発許可制度の取扱いについて技術的助言を发出

### ○ 無電柱化法について

- ・ 無電柱化法第12条において、「市街地開発事業その他これらに類する事業」が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにとされている。
- ・ 「その他これらに類する事業」には開発事業も含まれると解されるため、開発道路においても無電柱化が求められる。

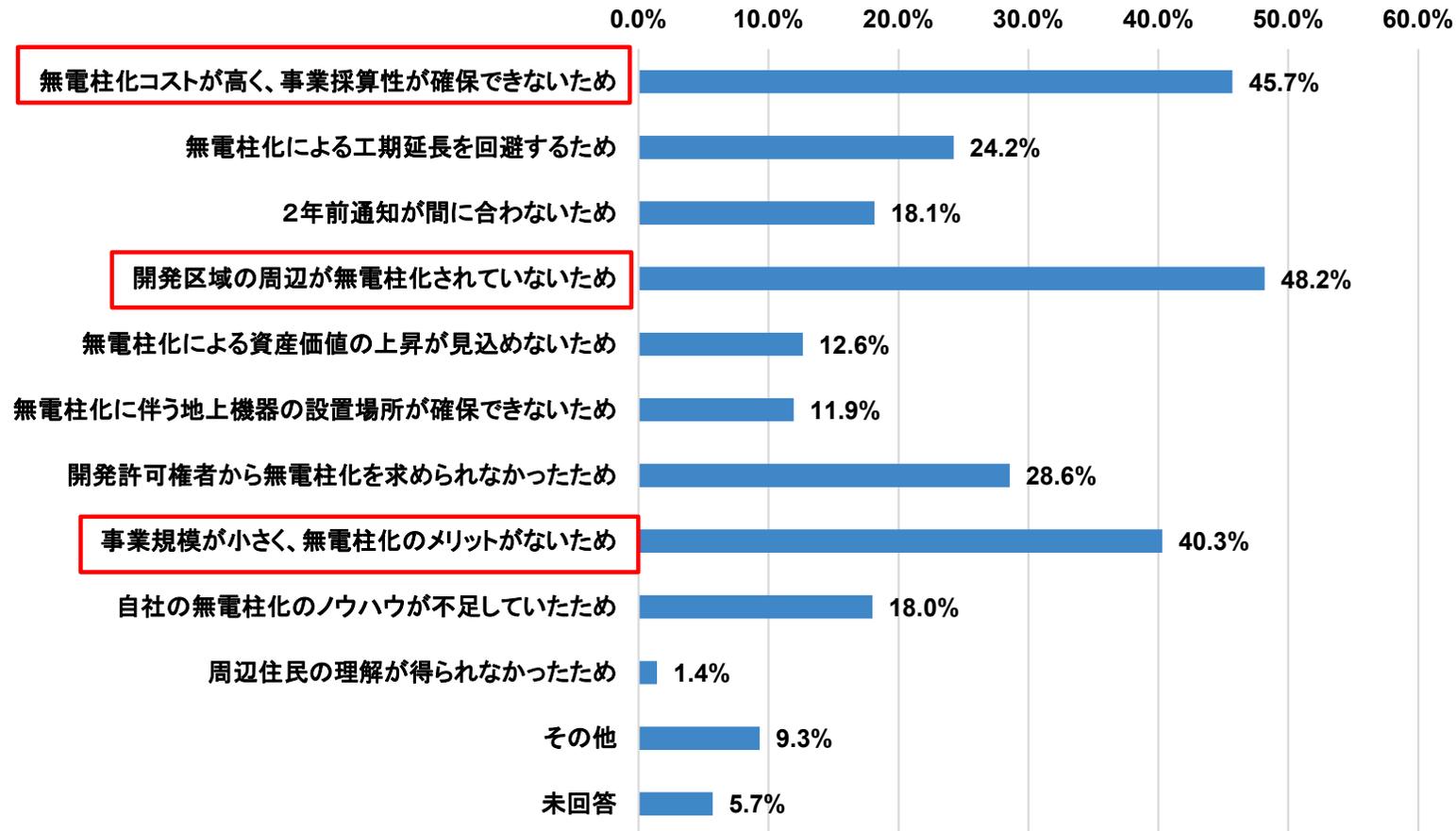
### ○ 開発道路における無電柱化について

- ・ 道路管理者に引き継がれる開発道路は、道路法の適用を受けるため、変更された占用許可基準のほか、道路局事務連絡等が適用される。  
※ 道路管理者に引き継がれない開発道路（私道）は、引き継がれる開発道路に準じた取扱いとする。
- ・ 開発事業は整備主体が開発許可申請者のため、開発許可申請者と関係事業者の役割分担等について記載

### ○ 開発許可権者の留意事項

- ・ 開発許可の事前相談の段階から、開発許可申請者に対し、無電柱化促進に向けた指導・情報提供を行うことが望ましい。
  - ・ 道路管理者との公共施設管理者協議を速やかに行うこと
  - ・ 2年前通知を予備設計着手の段階から发出すること 等
- ・ 工事着手までの期間が2年未満である場合や、私道等であっても、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、可能な限り無電柱化の実施が望ましい。

令和5年度に開発許可を取得した開発事業のうち、「無電柱化を検討しなかった」と回答のあった事業について、その理由を開発事業者に調査（複数回答可）。



- 市街地開発事業等における無電柱を進めるため、「無電柱化まちづくり促進事業」を令和4年度に創設
- 施行者の負担の軽減により、市街地開発事業等の無電柱化を進めていく

## ■ 無電柱化まちづくり促進事業の概要

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援を行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

### 【交付要件】

- ① 地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ② 市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる事業
- ③ 電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

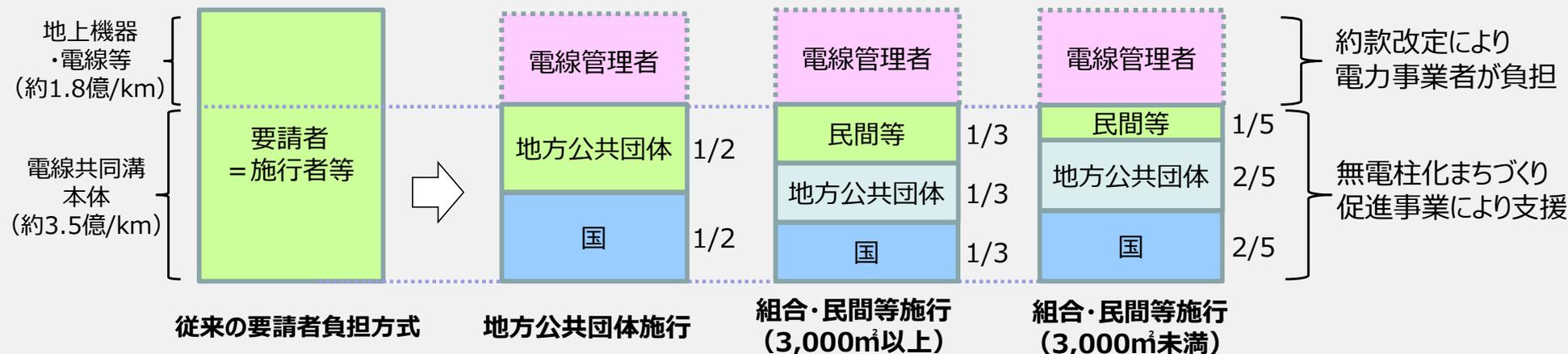
【交付対象事業費】 無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）

【交付対象】 地方公共団体（事業者が組合・民間事業者等の場合は間接交付）

【国費率】 1 / 2



### 新たな制度等の活用による施行者等の負担軽減（イメージ）



- 土地区画整理事業、都市計画法の開発許可に基づく開発行為にて行われる宅地整備等での無電柱化を推進するため、「無電柱化まちづくり促進事業」を令和4年度に創設し、**活用箇所が拡大**。
- 更なる活用を図るため、**都市局及び地方整備局等による説明会や研修、事務連絡等において、無電柱化まちづくり促進事業の周知を自治体、民間事業者に対して複数回実施**。
- 今後も普及を図り、無電柱化の更なる促進に取り組む。

## ■活用状況

	実施地区数	土地区画整理事業	市街地再開発事業	開発許可
令和4年度	5地区			東京都
令和5年度	11地区	茨城県守谷市		東京都、千葉県芝山町
令和6年度	21地区	茨城県守谷市、福岡県新宮町	東京都	東京都、千葉県芝山町
令和7年度	24地区	茨城県守谷市、福岡県新宮町、東京都、神奈川県海老名市	東京都	東京都、長野県御代田町、長野県小布施町

## ■活用事例



無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化の実施事例(東京都世田谷区)



無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化の実施事例(千葉県芝山町)

## ガイドラインの目的

- 開発事業における無電柱化を進めるため、地方公共団体職員や開発事業者等のノウハウの不足等により生じる課題を整理し、その解決に資する情報を整理してガイドラインを作成。
- 本ガイドラインを幅広い関係者に周知することで、開発事業における無電柱化に取り組む際の手助けとなるものとし、開発事業における無電柱化の取組の加速を図る。

## ガイドラインの構成

無電柱化に関わる「地方公共団体」、「開発事業者」、「電線管理者」等の役割を整理するとともに、各プレイヤーに応じて必要となる情報やノウハウを体系的に提示。

- 無電柱化に係る基本的な情報
  - ・ 法令・制度
  - ・ 事業手法・整備手法
- 低コスト化手法のケーススタディ
- 開発事業における無電柱化の実施フロー
  - 関係者間の協議・調整の留意点
- 無電柱化の規制・施策事例及び施工事例

等



	つくば市無電柱化条例	鎌倉市無電柱化条例
<p>目的</p>	<p>都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の整備を図ることを目的に、<u>既に無電柱化されている区域の無電柱化を維持</u>するとともに、市内全域で無電柱化を促進。</p>	<p>都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の保全に資することを目的に、<u>既に無電柱化が実施された路線や今後無電柱化が予定されている区域において、二次開発等による電柱の建柱抑制を図る。</u></p>
<p>概要</p>	<p>○条例で定める無電柱化区域において、<u>電線類の敷設を要請する者に対し、無電柱化を義務化（無電柱化費用は要請者負担）</u>。</p> <p>○無電柱化区域外においても、無電柱化を努力義務化。</p> <div data-bbox="405 788 1072 1390"> </div> <p style="text-align: center;">無電柱化区域</p>	<p>○条例で定める無電柱化路線・区域において、<u>電線類の敷設を要請する者に対し、無電柱化を義務化（無電柱化費用は要請者負担）</u>。</p> <div data-bbox="1234 699 2130 1374"> </div> <p style="text-align: center;">条例の対象となる路線・区域</p>
<p>施行時期</p>	<p>平成28年 9月</p>	<p>令和 7年 4月</p>

## 概要

- 景観計画において、宍道湖景観形成区域内の一部のゾーンにおける景観形成基準として、
  - ・ **原則として電線類の地中化を図ること**
  - ・ やむを得ない場合には、**電柱はできる限り整理統合を図り、極力目立たない位置となるよう配慮**すること
 を規定。
- その他のゾーンについては上記について努力規定が置かれている。

※景観計画：地方自治体が定めることのできる良好な景観の形成に関する計画（全国675自治体が策定（令和7年3月末時点））。**景観計画区域内において建築物・工作物の築造等を行う場合、予め届出が必要**。届出内容が自治体が定める**景観形成基準（工作物の形態意匠の制限の一環として無電柱化推進を規定可能）**に適合していない場合、**設計変更等の勧告**が可能。



-  宍道湖湖面ゾーン（河川区域）
-  水際景観ゾーン（道路より宍道湖側の地域）※1
-  築地松散居集落ゾーン（簸川平野に見られる散居集落地域）※2
-  湖畔田園ゾーン（道路より内陸側の田園地域）※2
-  湖畔集落ゾーン（道路より内陸側の集落地域）※2
-  湖畔都市ゾーン（道路より内陸側の市街化区域、用途地域）※1

※1 原則として電線類の地中化を求めるゾーン  
 ※2 できる限り電線類の地中化に努めるゾーン



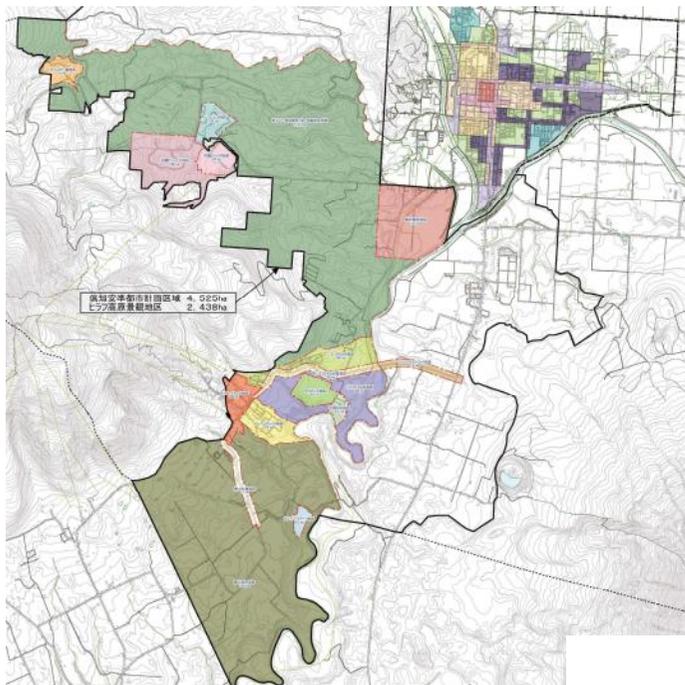
出典：松江市HP

概要

- 景観地区内において**3,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為等を行う場合は、無電柱**とする。
- 無電柱化に伴う**地上機器等の電気設備は、主要幹線道路から目立たない場所に配置、又は建築物内に収める等の対応**とする。
- 3,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為等を行う場合は、予め町長の許可が必要であり、違反した場合は、許可の取り消し、工事停止命令等が可能。

※景観地区：市街地の良好な景観の形成を図るため、市町村が都市計画に定めることができる地区。**工作物について条例で設置の制限を定め、予め計画を認定に係らしめること**や、**一定の開発行為等について条例で一定の規制を設け、予め許可に係らしめること**で、無電柱の推進が可能。

【ヒラフ高原景観地区】



区域区分

- 準都市計画区域
- A: センタービレッジ地区
- B I : 花園ビレッジ I 地区
- B II : 花園ビレッジ II 地区
- C: ワイススキー場地区
- D: ローワービレッジ地区
- E: ニセコひらふ沿道地区
- F: 樺山沿道地区
- G: パピリオンス地区
- H: ニセコひらふA地区
- I: 羊蹄の里地区
- J: ノースヒルズ地区
- K: カントリーリゾート地区
- L: ニセコひらふB地区
- M: 東岩尾別地区
- N: 樺山保全地区
- O: 双子山・西岩尾別・旭・花園保全地区
- P: リゾートゲートウェイ地区



出典：北海道開発局HP

概要

- 東京都では、**都市開発諸制度**※1を活用する場合、**開発区域内の無電柱化を要件**とするとともに、**区域外の無電柱化を公共貢献として評価**。また、**都市再生特別地区**※2において、開発区域外の無電柱化を**都市再生に対する貢献の一つとして評価し、容積率を緩和**した事例がある。
- 神戸市では、**都市再生特別地区**において、開発区域内の無電柱化を**都市再生に対する貢献の一つとして評価し、容積率を緩和**した事例がある。

※1 特定街区、高度利用地区、再開発等促進区を定める地区計画、総合設計

※2 都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積等の建築物を誘導する必要がある区域として、地方自治体が都市計画に定めることができる地区。

事例

【愛宕地区(東京都)】

活用した制度 : 再開発等促進区を定める地区計画  
 区域面積 : 約 0.6ha  
 容積率(緩和後) : F地区497%→1,300% G地区520%→150%  
 H地区520%→580%  
 用途 : 住宅、事務所、店舗等



【新港町西地区(神戸市)】

活用した制度 : 都市再生特別地区  
 区域面積 : 約 3.3ha  
 容積率(緩和後) : A街区(北) 500%→500% (南) 200%→500%  
 B街区 200%→400%  
 用途 : 住宅、オフィス、店舗、文化・集客施設等



## 概要

芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則に係る技術基準において、以下を規定。

- ・ 予定建築物が戸建て住宅かつ **開発区域面積が 1.0ha 以上の場合、原則無電柱化**の実施が必要
- ・ 無電柱化を実施する場合、**有効幅員の基準を 6.5m 以上から 6.0m 以上に緩和**

【芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則に係る技術基準】

開発区域面積 予定建築物	0.05ha 以上 0.2ha 未満	0.2ha 以上 1.0ha 未満	1.0ha 以上
戸建て住宅	5.0m	6.0m	6.5m
集合住宅等及び集合住宅等 以外の特定建築物のうち駐 車施設等への車の出入りが 少ないもの	原則として 6.5m (ただし、予定建築物の規模等により第 4 項の表 に掲げる幅員とすることができる。)		
集合住宅等以外の 特定建築物	原則として 6.5m (ただし、周辺の道路の状 況により車両の通行に支障がないと認めら れるときは、6.0m とすることができる。)		9.0m

注 1 戸建て住宅の用に供する区画内に設ける道路の幅員は、表に掲げる数値以下とすることができる。ただし、道路管理者、地下埋設事業者等と協議の上、無電柱化する道路に限る。

注 2 **開発区域面積が 1.0ha 以上の場合で、戸建て住宅の用に供する区画内に設ける道路は、原則無電柱化を実施し、幅員を 6.0m 以上とすることができる。**



## 1 事業概要

●所在地	千葉県山武郡芝山町岩山 2301 番 1 他 20 筆		
●都市計画	市街化区域 第一種住居地域 (建蔽率 60%、容積率 200%)		
●事業期間	令和 2 (2020) 年 10 月～令和 7 (2025) 年 12 月竣工 (予定)		
●開発事業者	山万株式会社	●開発許可権者	千葉県
●電線管理者	東京電力パワーグリッド株式会社、NTT 東日本株式会社		
●開発用途	住宅系	●開発面積	39,886 m <sup>2</sup>
●戸数	戸建：110 戸		
●開発道路	開発道路① 道路延長：908m 道路幅員：6.0m 歩道なし 開発道路② 道路延長：46m 道路幅員：9.0m 歩道幅員：3.0m 開発道路③ 道路延長：156m 道路幅員：3.0m 歩道なし		

開発事業地整備イメージ



土地利用計画図



## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式	●無電柱化工法	管路直接埋設工法
●対象路線	無電柱化路線① 道路幅員：6.0m 歩道なし 無電柱化路線② 道路幅員：9.0m 歩道幅員：3.0m 無電柱化路線③ 道路幅員：3.0m 歩道なし		
●地上機器	歩行者専用道路に設置（7基）		
●託送供給等約款の適用	適用	●無電柱化まちづくり促進事業の適用	適用
●無電柱化費用	約 150 万円/戸（電線管理者負担分を除く） 約 50 万円/戸（開発事業者負担分）		

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（芝山町）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（芝山町）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（芝山町）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備・施工】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本

## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

### 【他の住宅地との差別化と不動産価値向上の一環として無電柱化を採用】

- ・当該地区周辺は都市計画マスタープランにて「田園型居住地創出拠点」に位置づけられており、官民連携による住宅地開発に向けて公募型プロポーザルによる入札が実施された。
- ・民間事業者からの提案事項として、景観面と防災面に優れた街並みを形成し、他の住宅地との差別化を図り不動産価値を最大限に高めるために、電線類地中化による無電柱化が提案された。

## 4 無電柱化実施上のポイント

### 【様々な低コスト手法の併用】

- ・土地利用計画及び配線計画の工夫により、歩行者専用道路へ全ての地上機器を集約し、より多くの有効住宅地面積を確保している。
- ・その他にも、埋設深さを浅い位置に設定することによる掘削土量の削減や、ECVP管の活用等、様々な低コスト手法を併用している。



### 【託送供給等約款及び無電柱化まちづくり促進事業の活用】

- ・当該地区は、計画の初期段階から無電柱化の実施を検討していたことから、電線管理者や芝山町との下協議の中で、託送供給等約款と無電柱化まちづくり促進事業を活用できるよう調整を実施した。

○より多くの開発事業者に対しきめ細かくアプローチできるよう、開発許可の事前相談などの際に、自治体職員から開発事業者に対し、無電柱化について説明し実施を促すためのパンフレットを、令和7年3月に作成し、公表・配布。

## 無電柱化に関する支援制度

### 1 無電柱化まちづくり促進事業

電線共同溝方式によらず実施される無電柱化について、地方公共団体が助成等するものを対象に、国が財政支援を行うものです。

この他、国土交通省では、無電柱化に関する各種支援制度を整えているため、開発事業者の皆様におかれましては、支援制度の活用にあたって開発事業を行う地方公共団体や各地方整備局等へお問い合わせください。

### 無電柱化まちづくり促進事業の交付要件等

交付要件	①地方公共団体が指定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業 ②市街地開発事業等において電線共同溝方式によらず行われる事業 ③電線管理者が事業費の一部(地上機器・電線等)を負担する事業
交付対象事業費	無電柱化に係る設計費及び施設整備費(地上機器・電線等の工事費を除く) <small>(※電線交付の場合、上記の2/3を繰り上げるとする) (※電線敷設費が3,000円未満の場合は上記の1/2を繰り上げるとする)</small>
交付対象国費率	地方公共団体(事業者が組合・民間事業者等の場合は間接交付) 1/2

### 2 託送供給等約款の変更

託送供給等約款の変更により、電線共同溝方式によらない無電柱化において、地上機器や電線等の整備を一般送配電事業者が費用負担することとなりました。

本約款の適用にあたっては、予め各一般送配電事業者への供給申込・申請手続(工事着手の2年前に一般送配電事業者へ通知)が必要となりますので、開発事業者の皆様におかれましては、無電柱化の実施を検討する段階で、早めに各一般送配電事業者へのご相談をお願いいたします。

### 支援制度の活用による旅行者等の負担軽減イメージ

地上機器・電線等(※A)費	電線管理者	電線管理者	電線管理者	電線管理者への負担
電線共同溝方式(※B)	地方公共団体 1/2	民間等 1/3	民間等 1/3	1/3
電線共同溝方式(※B)	民間等 1/2	地方公共団体 1/3	地方公共団体 1/3	2/3
電線共同溝方式(※B)	民間等 1/2	民間等 1/3	民間等 1/3	2/3

※A: 従前の電線方式  
※B: 電線共同溝方式  
※C: 電線敷設費が3,000円以上  
※D: 電線敷設費が3,000円未満

## 無電柱化に関する関係法令・手引きなど

### 関係法令・通達等

- 無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC100000112>
- 道路法施行規則  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/327M50004000025>
- 道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」[Ver.1.0] 関係法令等資料(資料3-1)に掲載  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/content/001611895.pdf](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001611895.pdf)
- 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について(技術的助言)  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/content/001342000.pdf](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001342000.pdf)
- 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について(補足)「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」[Ver.1.0] 関係法令等資料(資料7-1)に掲載  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/content/001611895.pdf](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001611895.pdf)

### 無電柱化に関する手引き等

- 開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン [Ver.1.1] (令和6年9月)  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/content/001611894.pdf](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001611894.pdf)
- 無電柱化のコスト削減の手引き (令和6年3月)  
<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/pdf/tebiki-doc03.pdf>
- 市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン [Ver.1.2] (令和6年9月)  
<https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sgaiti/content/001763424.pdf>

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 都市計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
Tel: 03-5253-8293



## 都市計画法第29条に基づく開発行為における無電柱化

無電柱化の推進に関する法律により、都市計画法第29条に基づく開発行為において、原則として無電柱化が求められています。

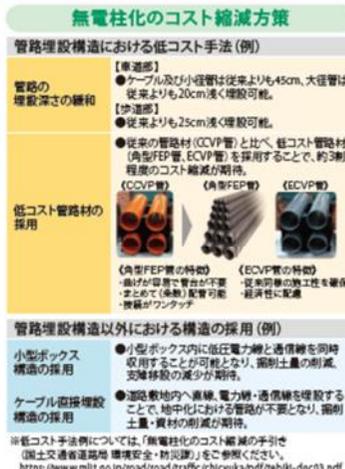
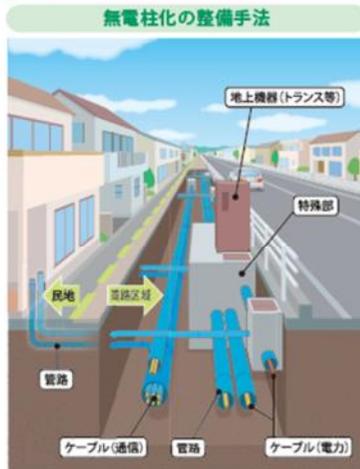
都市計画法第29条に基づく開発行為（以下「開発事業」という。）においては、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。）第12条前段に基づき、関係事業者は、事業の状況を踏まえつつ、電線を地下に埋設すること等により、電柱又は電線を道路上に新たに設置しないようにすること（無電柱化）が求められています。



## 無電柱化によるまちづくりへの効果

- 「災害に強い」まちづくりの実現
- 「安全で歩きやすい」交通空間の確保
- 「良好な景観」の形成
- 「魅力的なまち・住みたくなるまち」の実現
- 「まちの差別化・高付加価値化」の実現

## 無電柱化の整備手法・コスト縮減方策



## 開発事業における無電柱化の実施フロー

